

### Ⅲ 令和3年度規制に係る政策の事後評価の実施計画

#### 1. 評価方法

事業評価方式による評価を基本とします。

#### 2. 評価対象

規制に係る政策のうち、事前評価を行った政策について、事後評価を実施します。

なお、事後評価の実施時期については、法令等に見直し条項（一定期間経過後の当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものについては、その見直し時期、法令等に見直し条項がないものについては、見直し周期を設定した周期とし、見直し周期は最長5年とします。

| 規制の名称等  | ①評価の実施時期<br>②事後評価の方法 |
|---|----------------------|
| 1 通関業制度の見直し<br>(条項) 通関業法第3条等                            | ①令和4年度<br>②事業評価方式    |
| 2 通関業の欠格事由<br>(条項) 通関業法第6条                              | ①令和6年度<br>②事業評価方式    |
| 3 成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し<br>(条項) たばこ事業法第11条第2項等   | ①令和6年度<br>②事業評価方式    |
| 4 成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し<br>(条項) 塩事業法第5条第2項等      | ①令和6年度<br>②事業評価方式    |
| 5 成年被後見人等の権利の制限に係る措置等の適正化等<br>(条項) 株式会社日本政策金融公庫法第16条第4項 | ①令和6年度まで<br>②事業評価方式  |
| 6 対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し<br>(条項) 対内直接投資等に関する政令第2条等       | ①令和7年度<br>②事業評価方式    |
| 7 対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し<br>(条項) 外国為替及び外国貿易法第27条の2等      | ①令和7年度<br>②事業評価方式    |
| 8 対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し<br>(条項) 対内直接投資等に関する政令第2条等       | ①令和7年度<br>②事業評価方式    |
| 9 国立印刷局債券発行規定<br>(条項) 独立行政法人国立印刷局法施行令第7条                | ①令和7年度<br>②事業評価方式    |
| 10 造幣局債券発行規定<br>(条項) 独立行政法人造幣局法施行令第7条                   | ①令和7年度<br>②事業評価方式    |
| 11 通関書類に係る押印規定<br>(条項) 通関業法第14条                         | ①令和8年度<br>②事業評価方式    |